

江府町条例第12号

江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部の改正をここに
公布する。

令和7年3月25日

江府町長 白石祐治

江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年江府町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																							
別表第2（第4条関係）国内旅行の旅費	別表第2（第4条関係）国内旅行の旅費																							
1 車賃 及び食卓料	1 車賃、宿泊料及び食卓料																							
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">職名</td> <td>車賃（1キロメートルにつき）</td> <td>食卓料（1夜につき）</td> </tr> <tr> <td>削る</td> <td>削る</td> </tr> <tr> <td>議会の議員</td> <td>37円削る</td> <td>2,600円</td> </tr> </table>	職名	車賃（1キロメートルにつき）	食卓料（1夜につき）	削る	削る	議会の議員	37円削る	2,600円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">職名</td> <td>車賃（1キロメートルにつき）</td> <td>宿泊料（1夜につき）</td> <td>食卓料（1夜につき）</td> </tr> <tr> <td>削る</td> <td>削る</td> <td>削る</td> </tr> <tr> <td>議会の議員</td> <td>25円</td> <td>11,800円</td> <td>13,100円</td> </tr> <tr> <td>議会の議員</td> <td></td> <td></td> <td>2,600円</td> </tr> </table>	職名	車賃（1キロメートルにつき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）	削る	削る	削る	議会の議員	25円	11,800円	13,100円	議会の議員			2,600円
職名		車賃（1キロメートルにつき）	食卓料（1夜につき）																					
	削る	削る																						
議会の議員	37円削る	2,600円																						
職名	車賃（1キロメートルにつき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）																					
	削る	削る	削る																					
議会の議員	25円	11,800円	13,100円																					
議会の議員			2,600円																					
備考 1 外国旅行等については、江府町特別職の職員で常勤のもの の給与及び旅費に関する条例（昭和46年江府町条例第15号）	備考 1 外国旅行等については、江府町特別職の職員で常勤のもの の給与及び旅費に関する条例（昭和46年江府町条例第15号）																							

の例による。

の例による。

2 宿泊料

(新設)
(新設)

区分	宿泊料 (1夜につき)
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円

神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円

島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

備考 別表の宿泊料を越える負担が生じる場合において、特別な事情があると認められる場合に限り、実費支給とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。